

中販連 だより

2006
Vol.17

中国地域指定生乳生産者団体 中国生乳販売農業協同組合連合会 機関誌

発行●中国生乳販売農業協同組合連合会 編集・発行人●鍵山 信 儀

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀8番23号林業ビル4階

TEL082-511-3371 FAX082-511-3399



CONTENTS

- 平成18年度生乳計画生産対策運営方針を決定
 - 加工原料乳生産者補給金単価等畜産物価格決定
 - 事業経過報告
 - 受託数量実績
 - 用途別販売実績
 - 人事 ●編集後記

Chugoku Fresh Milk Sales-Agricultural Cooperative Association

平成十八年度生乳計画生産 対策運営方針を決定

二月二十三日生乳受託販売委員会開催

中販連は、去る二月二十三日に生乳受託販売委員会を開催し（広島市・広島パシフィックホテル）、最重要課題である平成十八年度（以下、次年度）生乳計画生産対策の運営方針等について協議しました。

十二年振りの減産型を余儀なくされることから緊張感が充満する会議運営となりましたが、全国の生産者が一丸となって危機突破に取り組む基本認識の下にとりまとめが行われました。

以下、中販連が取り組む運営方針について紹介します。

一、全国で取り組む基本的考え方

（一）脱脂粉乳（以下、脱粉）に加え、バター過剰も含めた国内生乳需給を考慮し、減産型の計画生産を実施↓今年度末（十八年三月末）の在庫見通しは次の通り

☆脱粉 八六、四千トン

前年同期比 九四・二％

在庫水準 五・五ヶ月

製造量増加も脱粉在庫対策（飼料用仕向け等の輸入品置き換え）効果で減少

☆バター 三〇、九千トン

前年同期比 一一〇・〇％

在庫水準 四・二ヶ月

製造量増加、消費量減少下で大幅増

加

☆適正在庫を二〜二・五ヶ月でみても二倍以上の在庫水準にある↓飲用需要が需給計画を下回ったことが背景。

（二）我が国の多様な生乳生産条件を念頭に、酪農生産基盤の弱体化を極力招来しないことに配慮。

（三）前記二項目を踏まえ、次年度の計画生産対策は販売基準数量（基本枠）に加えて、特別枠の設定と地域・個人経営の実情に応じた選択的で適切な出荷抑制対策を実施。

↓全国一律部分に加え、生産基盤の弱体化回避を踏まえ、国際化対応可能な生産者・地域への配慮

（四）基本枠と特別枠

☆基本枠⇨販売基準数量

国内生乳需要見込みに対応する生産枠

☆特別枠⇨基本枠超過部分

国内生乳市場に悪影響を与えない新規開拓需要（輸入品置き換え主体）への対応枠。但し、本枠には三タイプを設け中酪が管理。

二、全国で取り組む具体的枠組み

①高承の通り、計画生産は日本酪農乳業協会（Jミルク）が策定する次年度の需給計画に基づき指定団体シエアを勘案して作成されます。

（一）Jミルク需給計画の概要

①自然体でみた生乳生産と用途仕向け
現有の生産基盤での生乳生産量は八、一五五千トン、前年度実績見込み九九・二％。↓北海道増加、都府県減少。

牛乳等への仕向けは四、六六二二トン、同九八・四％↓牛乳は九八・一％と需要減少続く。

乳製品仕向けは三、四九三三トン、同二〇・二％。

↓生クリーム、チーズに需要増加がみられるものの、脱粉・バター等の特定乳製品仕向けは九九・二％と前年割れとは言え需要を上回り在庫積

み増し必至。

②需要見通し

計画生産の基本枠を規定する国内需要量は、脱粉ベースで七、八六三三トン、前年度実績見込み比九五・六％、他方、バターベースで七、九六八千トン、同九六・九％。

両品目の需要量には一〇五千トンの差が生ずる。

このため、基本枠においては過剰在庫積み増し回避の観点から脱粉ベースの需要量が基本となる。

（二）計画生産基本枠は今年度実績見込み比五・四％の減産

次年度計画対策は脱粉ベースの需要量から組み立てられることとなるが、更に基本枠の設定に当たっては今年度と同様に在庫削減を目的に脱粉五千トン（生乳換算五万トン強）が差し引かれる。

このような特別対策等を反映させた結果の計画生産基本枠（販売基準数量）は七、二二〇・五千トン、前年度実績見込み比九四・六％、すなわち五・四％の減産となる。

（三）指定団体別基本枠の配分

基本枠の配分方法は、指定団体別の用途別（飲用牛乳等及び加工向け）実績を基本に平成十六年度実績を二十五％、十七年度実績を七十五％の割合で反映させ

て計算。

その結果、中酪理事会（十八年二月二日時点）で承認された配分状況は北海道が今年度実績見込み比九二・二％、都府県が同九六・六％となり、過剰乳製品を背景に生産地帯の減産が高率となった。

中販連は三三二・一千トン、同九六・八％、三・二％の減産率となった。

（四）生産基盤の実情に応じた特別枠の設定

前述の通り、本格的な減産型となる次年度計画生産において生産基盤の弱体化回避対策として基本枠を超過する部分に特別枠（三タイプ）が設定されることとなった。

三タイプの内容は次の通り。

①特別枠A→バターベースの需要量が基本枠である脱粉ベース需要量を上回る一〇五千トンに脱粉削減対策相当数量（生乳換算五万トン強）を加えた約一五七千トンを範囲に設定。

乳製品処理で実行され、バターは市中販売可能であるが脱粉は輸入物に置き換え（飼料用等）。

本枠の配分は五〇％を指定団体別申請数量、五〇％を十七年度加工原料乳限度数量に応じて配分。

②特別枠B・C→特別枠Aをもつても更に超過が見込まれる数量が

対象。

両タイプともに脱粉は特別枠Aに同じ。バター（生クリームも可）は市中販売出来ず、可能な範囲で輸入物置き換え。

置き換え出来ない場合は自主調整保管、十九年度末段階で処分し二十年度基本枠から削減。

③特別枠は次年度四月末までに中酪に申請すると共に、中酪管理の下に当該数量は基本枠の消化に先んじた全量実行が条件。

（五）その他の枠組み

①新規就農者枠（全国一万吨）及び基本枠に対する超過・未達一％アローアンス等は継続設定。

②年度計画生産に附帯する事項として、☆牛乳消費拡大事業の強化

十七年度から実施した「牛乳に相談だ」キャンペーン事業について、重点実施地区を首都圏から地方都市に拡大実施等の強化を図る。

このため、事業拠出金を現行飲用向け十五銭/kgから五銭引き上げ二〇銭とする。

但し、五銭相当については次年度から不要となる加工とも補償事業の拠出金を充当し生産者の実質負担増は回避する。

☆乳製品の農村消費拡大対策

生産者の需給改善への意欲と理解醸成を期するため、バターについては次年度末までに酪農家（関係職員含む）一戸当り二〇〇kg換算六〇個を目途とした消費拡大対策を実施する。中国管内では大半の会員が十七年度内で取り組み済み。

三、前年度実績見込み比九七・四％を基本に計画生産対策を設定
……中販連販売委員会

二月二十三日開催の中販連生乳受託販売委員会では一七年度の反省点を踏まえた次年度計画生産対策の運営方針が取りまとめられました。

十七年度は締めくくりとなる三月上旬時点においても計画生産枠の順守の見通しがたない綱渡りの状態に直面しました。

それは①数量管理が会員段階での総量管理型となり個人段階での枠の意識が醸成できなかったこと②生産予測と実績の乖離が短期間で生じたことが修復可能な域を越えたことに起因します。

次年度は減産型、しかも実質的には個人割り当てによる運営となります。

計画生産枠の超過は、金銭及び数量へナルティーの賦課に留まらず、補助事業

の中にも枠内順守を要件とする事業があります。

このため、次年度は緻密な生産予測に基づく運営が求められますので担当職員との十分な連携をお願いします。

（二）次年度計画生産運営の基本方針
①計画生産数量の設定

☆基本数量
三二五・三千トン、

前年度実績見込み対比九七・八％

* 中央配分の基本枠に一％の超過アローアンスを加算

* チーズ向けは計画生産対象外

☆計画生産管理数量

基本数量＋新規就農枠十（特別枠A）

②会員別基本数量の配分

☆基本数量から「前年度新規就農枠（広島・一、五〇〇トン）」及び前年度脱粉対策に係る「次年度繰越数量（現時点で島根・広島に計三五九トン）」を差し引いた三三三・四千トン、前年度実績見込み対比九七・四％を会員毎に一律配分する。

☆会員別配分数量に新規就農枠及び次年度繰越数量を該当会員に加算する。

③会員組織内配分

原則として個人別配分を行う。

④特別枠の申請

☆会員は止む無く基本数量を超過し、

特別枠を採択する場合は、当該数量に係る負担等を組織決定し（個人又は会員）、中販連宛に申請する。…四月二十五日まで

☆特別枠の管理は、申請した当該会員の責任とする。

☆特別枠については、「特別枠A」（全国で一五七千トン）の範囲を上限とする。

☆特別枠については計画数量の完全実施の制約によるリスク負担があることを十分認識すること。

⑤ 運行管理に係る事項及び課題等

☆三県（島根・岡山・広島）共販体制の実行段階においては、三県で基本数量の共同管理が行えることとする。

☆現下の乳製品在庫の所在及び乳製品相場の下落実態から乳業者は不需要期の余乳引き受けの敬遠が想定される。このため、減産計画生産の実施は不需要期とされる十二〜三月を重点とした抑制対策に取り組む。

以上が販売委員会におけるとりまとめの概要です。

減産への取り組みという厳しい船出となる次年度計画生産対策ですが、一日も早い需給の改善を達成するためにも生産者各位のご理解・ご協力をお願いいたします。

18年度計画生産に関する販売基準数量（全国総量）の設定方法

18年度の生乳供給量と18年度計画生産数量の関係

単位：千トン（%）

自然体での生乳供給量
(市場に出荷される数量)

生乳供給量（自然体）
8,155 (99.2)

《乳製品在庫見込》

- ◆18年3月末:脱粉（86.4千トン〔5.5ヶ月〕）／バター（30.9千トン〔4.2ヶ月〕）
- ◆19年3月末:脱粉（111.7千トン〔7.0ヶ月〕）／バター（38.1千トン〔5.4ヶ月〕）

国産生乳需要量

チーズ向
330
(100.0)

牛乳等向け需要量
4,662
(98.4)

乳製品向け需要

バター在庫積み増し回避ベース
(8.9千トンのカレント輸入を前提):7,968 (96.9) / 乳製品向け需要:2,976 (94.4)

脱粉在庫積み増し回避ベース:7,863 (95.6) / 乳製品向け需要:2,871 (91.1)

脱粉在庫5千トン削減ベース:7,805.5 (94.9) / 乳製品向け需要:2,813.5 (89.3)

(チーズを抜かした「脱粉在庫5千トン削減ベース生乳需要量」-「脱粉対策繰越数量」)×インサイダー率-1万トン
(0.967) (新規就業者向け留保分)

計画生産の仕組み

チーズ向
330
(100.0)

販売基準数量 7,220.5 (94.6)
[うち、7,170.4 (脱粉対策繰越数量除く)]

H17
脱粉対策
繰越数量
50.1

特別枠A
157.1
[脱粉対策]

特別枠B
最大50
[脱粉対策]

特別枠C

全国の指定団体で配分

17年度に脱脂粉乳在庫対策を実施した指定団体のうち、該当する指定団体に追加設定

輸入調整品等と置換え

原則、抑制、やむを得ない場合脱脂粉乳対策・バター自主保管

注1) 脱脂粉乳対策繰越数量=17年度に脱脂粉乳在庫対策を実施した指定団体の

「17年度最終供給目標数量 (=販売基準数量+脱脂粉乳在庫対策枠)」-「17年度計画生産実績」

注2) 脱脂粉乳対策繰越数量、インサイダー率は計画生産実績、牛乳乳製品統計の実績数値により変更

注3) ()内の数値は、前年度供給実績又は処理実績見込み対比

18年度スタート時の指定団体別・販売基準数量の設定

全国の指定団体で配分する販売基準数量の3/4を、指定団体毎の17年度計画生産実績を基礎に、残りの1/4を14年度の計画生産実績を基礎に配分

《18年度スタート時の販売基準数量》 18年2月2日時点の試算値

指定団体	北海道	東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	都府道	合計
18年度スタート時販売基準数量	3,186.3	678.6	1,297.1	131.0	465.6	231.2	322.1	162.0	746.6	4,034.2	7,220.5
17年度実績見込比	92.2%	96.0%	96.8%	97.2%	97.0%	97.7%	96.8%	96.2%	95.8%	96.6%	94.6%
17年度スタート時販売数量比	98.8%	98.4%	98.4%	98.4%	97.9%	97.7%	98.7%	99.5%	99.2%	98.5%	98.6%

《18年度会員別基本数量試算》 18年2月時点

	鳥取	島根	岡山	広島	山口	計
平成十七年度						
受託販売実績見込み (a)	64,997	63,797	118,574	61,773	23,675	332,816
新規者・チーズ実績見込 (b)		135	85	447		667
計画生産実績見込み (c)=(a)-(b)	64,997	63,662	118,489	61,326	23,675	332,149
平成十八年度						
一律配分対象数量 (d)=(c×97.4%)	63,293	61,993	115,383	59,718	23,054	323,441
新規枠、脱脂粉乳繰越枠 (e)	0	135	0	1,724	0	1,859
会員別基本数 (f)=(d)+(e)	63,293	62,128	115,383	61,442	23,054	325,300
17年度生産見込対比 (g)=(f÷c)	97.4%	97.6%	97.4%	100.2%	97.4%	97.8%
《参考》島根・広島 (d/c)	-----	97.4%	-----	97.4%	-----	97.4%

※一律配分対象数量の算出方法

中酪基本数量 (322,100^t) × 1% (70-70%) = 中販連基本数量 (325,300^t)

中販連基本数量 (325,300^t) - 1,859^t (新規枠+脱脂粉乳対策繰越枠) = 一律配分対象数量 (323,441 t)

一律配分対象数量 (323,441 t) ÷ 計画生産実績見込 = 97.4%

※この試算は2月時点での試算値であり、正式な数値は3月末の受託販売数量の確定後となる。

職員人事異動

▼退職(二月二十八日付け)

業務部長 青木 恭一

▼新任(三月一日付け)

業務部 宮本 茂

(全国農業協同組合連合会島根県本部より出向)



新任 宮本 茂

▼異動(四月一日付け)

業務部長 平田 満(販売課長)

販売課長 宮本 茂(業務部)

業務管理 植野 光雄(総務課長)

総務課長 造田 弘美(業務課長)

総務課 山口 澄子(新規採用)



新規採用 山口 澄子



加工原料乳生産者補給金 単価等畜産物価格決定

三月九日、十八年度の加工原料乳生産者補給金単価、加工原料乳限度数量と指定食肉の安定価格並びに指定肉用子牛保証基準価格、合理化目標価格が決定されました。

乳製品の過剰在庫に起因して、補給金単価の引下げ、並びに限度数量の大幅な削減が心配されましたが、補給金単価は据え置きの十円四〇銭/kg、限度数量は二万ト引下げの二百三万トとなりました。

関連対策

主な平成十八年度の関連対策は次ぎのとおりです。

一 生乳・乳製品の需要安定対策

(約百五十五億円)

- ① 需要の伸びが見込まれる乳製品(生クリーム・チーズ等)の生産拡大への支援

- ② 不需要期における生乳生産抑制に対する支援(※十七年度は需要期の生産奨励措置であり、全く逆の意味合い)

- ③ 輸出の促進等を含めた消費拡大の総合的推進

二 肉用牛対策(約二百五十七億円)

- ① 地域の創意工夫を生かした肉用牛の生産性向上と繁殖基盤強化のための支援の拡充

- ② 乳用種肉牛の評価向上のための生産販売対策

- ③ 肉用牛肥育経営安定対策事業、子牛生産基盤拡大奨励事業の継続

三 自給飼料生産対策(約六十六億円)

- ① 飼料基盤に立脚した環境調和型酪農経営への支援対策の創設(※別途記載)

- ② コントラクターへの支援、草地生産性向上対策の継続

四 環境対策(約百二十七億円)

- ① 二分の一補助付きリース事業の継続(十七〜十九年度の三カ年で計画的に施設整備を推進)

五 乳用牛対策(約八億円)

- ② 堆肥の利活用の推進への支援の継続
- ③ 乳用市の遺伝的能力向上の推進と改良集団への支援の継続

六 養豚経営対策(約六十億円)

〜〜略〜〜

七 食品流通対策(約四十億円)

〜〜略〜〜

八 BSE関連対策(約百九億円)

- ① 肉骨粉の焼却処理、BSE発生農家等の経営再建支援の継続

九 その他(約二十四億円)

- ① 負債整理のための畜特資金の継続
- ② 家畜防疫互助基金の造成

※十七年度までの土地利用型酪農推進事業は、経産牛一頭当たりの作付面積で算出される奨励金単価を経産牛頭数に乗じて奨励金額を算出していました。十八年度

に創設された「酪農飼料基盤拡大推進事業」では、経産牛一頭当たりの飼料作付面積の下限が設けられ(北海道四十ha以上、都府県十ha以上)、尚且つスラリーの土中施用、無農薬栽培等を実施する場合に、作付面積1haに対し七千五百円の奨励金が交付されることとなりました。また、濃厚飼料の削減や頭数の削減、放牧を実施すると更に八千円の上乗せがあります。

今日現在では、要領等未定の部分がありますので、詳細が決定したい会員からの事業参加取りまとめが行われます。

加工原料生産者補給金

	平成17年度	平成18年度	差
補給金単価	10.40	10.40	同 額
限度数量	205万ト	203万ト	▲2万ト

指定食肉の安定価格

	平成17年度	平成18年度	差	
牛肉	安定上位価格	1,010	1,010	同 額
	安定基準価格	780	780	同 額
豚肉	安定上位価格	480	480	同 額
	安定基準価格	365	365	同 額

指定食肉の安定価格

	平成17年度	平成18年度	差	
保証基準価格	黒毛和種	304,000	304,000	同 額
	褐毛和種	280,000	280,000	同 額
	その他の肉専用種	200,000	200,000	同 額
	乳用種	110,000	110,000	同 額
	交雑種	175,000	175,000	同 額
合理化目標価格	黒毛和種	267,000	267,000	同 額
	褐毛和種	246,000	246,000	同 額
	その他の肉専用種	141,000	141,000	同 額
	乳用種	80,000	80,000	同 額
	交雑種	135,000	135,000	同 額

参加要件・取組の内容のポイント

1頭当たり作付面積=18年作付予定面積÷18年7月1日の経産牛頭数
 面積は拡大努力を反映でき、頭数は削減努力を反映できる

農業環境規範の実践(チェックシートによる自己申告)

基礎部分(いずれか1つを選択)

とうもろこしの作付 +スラリー等の土中施用	①青刈りとうもろこしとソルガムの経営内作付割合が、北海道で2割以上、都府県で4割以上あること ②スラリー、液肥を土中施用
不耕起栽培 +スラリー等の土中施用	①不耕起栽培面積は飼料作付面積の5割以上 ただし、牧草地の場合は面積の2割以上 ②スラリー、液肥を土中施用
無化学肥料栽培	①原則として、化学肥料を使用しないこと(土壌改良資材は可) ②ただし、草地整備等に伴いやむを得ず使用する場合は、飼料作付面積の2割まで可とする。
無農業栽培	①原則として、農業を使用しないこと ②ただし、草地整備等に伴いやむを得ず使用する場合は、飼料作付面積の2割まで可とする。
緩衝帯の設置	植樹、非刈り取り草地の設定等により河川等との間に緩衝帯(3m以上)を設ける。

その他都道府県知事が特別に認める取組の実施(農畜産業振興機構理事長承認が必要)

加算部分(1つを選択)

濃厚飼料給与量の減少	①経産牛1頭当たり濃厚飼料給与量を基準年より12%削減 ②削減の基準年は17年1月~12月
経産牛飼養頭数の削減	①経産牛飼養頭数を基準時点より12%削減 ②削減の基準時点は17年7月1日
放牧の実施	経産牛1頭当たり年間90日以上を放牧を実施

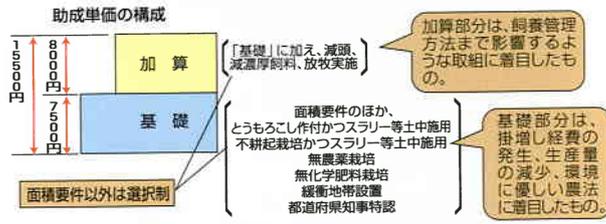
酪農飼料基盤拡大推進事業の概要

事業の仕組み 農畜産業振興機構の事業とし、財源として、機構の自主財源の他、一般財源から指定交付金として機構へ交付。
 新たな指定交付金の確保により、一般財源充当の道を開いたもの

予算額 18年度所要額 55億円(5,446百万円)
 (うち国費充当額30億円)

事業内容 ○ 次の要件を満たす酪農家に対し、飼料作物作付面積に応じて助成金を交付。
 要件:
 ①一定面積以上の飼料作物の作付けがあること(北海道 40アール/頭、都府県 10アール/頭)
 ②飼料自給率向上、環境負荷軽減に資する取り組みを行うこと

助成単価 ○ 取り組みの内容に応じ、2段階に設定。
 ○ 基礎部分は7500円/㌦、加算部分は8000円/㌦とし、最大15500円/㌦の受け取りが可能。



事業期間 5年間(18~22年)

農業環境規範を実践しましょう。

「農業環境規範」は環境と調和した農業生産活動を行っていく上でのポイントを整理したものです。酪農経営の場合、「家畜の飼養・生産編」と「作物編」の両方の点検シートをチェックする必要があります。
 「酪農飼料基盤拡大推進事業」では、この点検の取組チェック欄をクリックすることが参加要件となりますので、忘れずに、取り組んでください。

家畜排せつ物法の指導等を受けている、または環境関連法令の罰則を受けたことのある酪農経営は事業に参加できません。

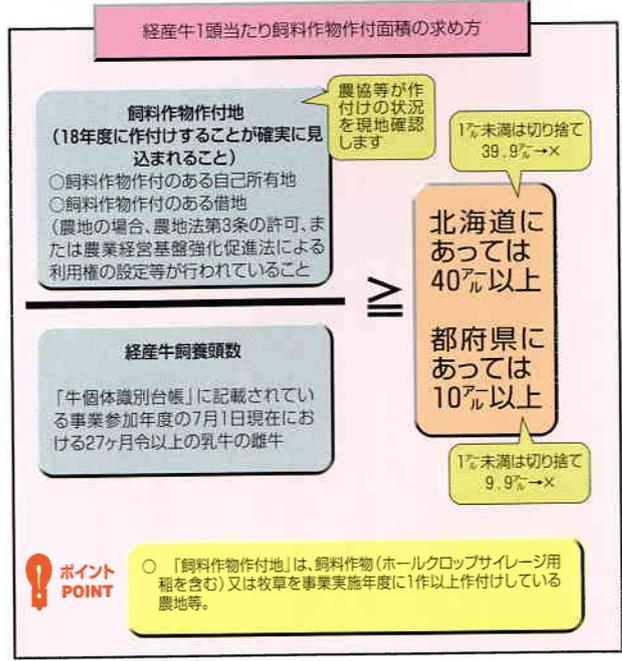
家畜の飼養・生産 チェックシート	作物の生産 チェックシート
1. 家畜排せつ物法の遵守 <input type="checkbox"/>	1. 土づくりの励行 <input type="checkbox"/>
2. 悪臭・害虫の発生を防止・低減する取組の励行 <input type="checkbox"/>	2. 適切で効果的・効率的な施肥 <input type="checkbox"/>
3. 家畜排せつ物の利活用の推進 <input type="checkbox"/>	3. 効果的・効率的で適正な防除 <input type="checkbox"/>
4. 環境関連法令への適切な対応 <input type="checkbox"/>	4. 廃棄物の適正な処理 <input type="checkbox"/>
5. エネルギーの節減 <input type="checkbox"/>	5. エネルギーの節減 <input type="checkbox"/>
6. 新たな知見・情報の収集 <input type="checkbox"/>	6. 新たな知見・情報の収集 <input type="checkbox"/>
	7. 生産情報の保存 <input type="checkbox"/>

キーワード KEYWORD 「環境関連法令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法、悪臭防止法。

ポイント POINT ○ 「農業環境規範」は17年度以降、適宜、補助事業等の要件とするなど関連づけをすることとしています。
 ○ 18年度からは、本事業の他、水田農業構造改革対策(産地づくり対策、耕畜連携推進対策等)、大豆経営安定対策等で、関連づけられることとなります。

必要な飼料作物作付面積を確保しましょう。

酪農飼料基盤拡大推進事業では、参加農家が経産牛1頭当たり一定面積以上の飼料作物を確保することを要件としています。
 現在、飼料作物を作付している農地でも、いわゆる「ヤミ小作」では要件をクリアするに必要な面積にカウントされません。
 農業委員会に相談して、所有権や利用権を設定しましょう。



(単位：kg)

平成17年度

会員別受託販売実績

	1 月		2 月		4～2月累計	
		前年比		前年比		前年比
大山乳業農協	5,598,052.0	104.1	5,173,138.7	104.6	59,550,010.7	102.7
全農島根県本部	5,423,675.6	101.0	5,033,316.4	102.2	58,219,737.1	100.8
おやかま酪農協	10,102,828.3	98.6	9,467,018.7	99.3	108,104,639.5	97.0
広島県酪農協	5,223,468.6	101.3	4,804,495.6	102.4	56,405,465.0	99.9
山口県酪農農協	2,032,616.0	102.2	1,908,527.0	104.0	21,524,608.0	99.0
合計	28,380,640.5	100.9	26,386,496.4	101.7	303,804,460.3	99.5

(おやかま酪農協のみ公共含む)

平成17年度

用途別販売実績

※成分加算金は含まない (公共並びに九州再販含む) (単位：販売数量/kg・販売金額/円)

		1 月		2 月		4～2月累計		
			前年比		前年比		前年比	構成比
飲用牛乳向け	販売量	20,389,469.2	96.3	18,364,361.0	96.8	227,395,879.0	95.8	73.3
学校給食向け	販売量	2,030,091.2	102.1	2,653,497.4	104.3	22,742,053.3	101.1	7.3
はっ酵乳等向け	販売量	3,499,379.1	111.5	3,278,046.0	106.7	39,035,129.0	122.0	12.6
特定乳製品向け	販売量	1,770,636.0	106.7	1,395,257.0	116.3	12,576,069.0	142.4	4.0
生クリーム等向け	販売量	1,056,918.0	174.3	933,269.0	170.1	8,432,363.3	142.4	2.7
チーズ向け	販売量	14,838.0	108.8	13,851.0	96.0	180,023.0	100.4	0.1
合計	販売量	28,761,331.5	100.6	26,638,281.4	101.1	310,361,516.3	99.5	100.0
	販売額	2,682,257,330	100.4	2,511,319,403	101.0	29,350,630,821	99.5	

事業経過報告(二月一日～三月二十八日)

- 2・1 指定団体機能整備検討委員会(広島市)
- 2・2 中央酪農会議理事会(東京)
- 2・9 第九回理事会(広島市)
- 2・13 指定団体機能整備検討委員会(広島市)
- 2・20 生乳供給情報システム検討会(東京)
- 2・22 会員・全国連需給調整会議(広島市)
- 2・23 第三回生乳受託販売委員会(東京)
- 2・27 生乳受託販売研修会(東京)
- 2・27 広島県酪農乳業定期協議会(広島市)
- 2・28 牛乳衛生講習会(広島市)
- 3・1 牛乳・乳製品需給見通し説明会(広島市)
- 3・3 中央酪農会議理事会・総会(東京)
- 3・3 岡山県酪農乳業定期協議会(岡山市)
- 3・6 生乳安全・安心全国協議会(東京)
- 3・6 生乳安全・安心広島県協議会
- 3・9 島根県生乳受託販売委員会(島根)
- 3・10 第二回酪農教育ファーム推進委員会(広島市)
- 3・13 指定団体実務責任者会議(東京)
- 3・14 中国地区飲用牛乳流通問題協議会(岡山市)
- 3・15 西日本指定団体協議会(博多市)
- 3・16 土地利用型酪農事業指定団体担当者会議(東京)
- 3・20 全酪連ブロック別会長組合長会議(大阪)
- 3・22 会員・実務責任者会議(広島市)
- 3・23 会員・全国連需給調整会議(広島市)
- 3・26 酪農家と先生方との交流会(第三回教育ファーム推進委員会)(廿日市市)
- 3・28 第十回理事会・第四回生乳受託販売委員会(広島市)

編集後記

先日、私用のため京都へ出かけてきました。ナビなどという高級な物は付いておりませんので、地図を頼りに車を運転していましたが、慣れぬ土地ゆえ道に迷い、市内を右往左往していました。見覚えのあるお店が見えたので、何の迷いもなく、片側二車線の道路を右折すると、後ろからバトカーの停止命令。状況が掴めぬまま、停車をすると、この交差点は右折禁止との事。「標識が見えませんでしたか?」信号の横に大きく有るのですが」ときつい一言。注意力散漫、確認作業を怠った結果です。(事故を引き起こさなかつただけ幸い?)酪農の生産現場でも同じような事があります。安全第二でお願い致します。又ポジティブリスト対応のチェックシートも十八年度版が配布されている事と思いますが、安全を「確認」する為に、作業年度の記帳をお願いします。